

○和泉市景観条例（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観の形成に係る基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市における良好な景観の形成について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、それぞれの連携と協力のもと、景観の形成に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来にわたり、本市の自然、歴史及び文化を活かした潤いと愛着の感じられる魅力ある景観の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件以外のもので、規則で定めるものをいう。
- (3) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (4) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内の土地、建築物等を所有し、又は管理する者をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成に関する総合的かつ長期的な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、法その他の景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるよう努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観の形成に関する施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する意識を高めるとともに、知識の普及を図るものとする。
- 5 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。
- 6 市は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資する法人（市が出資する法人を含む。）に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、その事業活動が景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、専門的知識、経験等を活用して景観に配慮した事業活動を行うなど、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（景観計画の策定）

第6条 市長は、市内の良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により景観計画を定めようとするときは、あらかじめ和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（計画提案団体）

第7条 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観計画の策定又は変更を提案しようとする土地の区域内の市民又は事業者と協働し、当該土地の区域の良好な景観の形成を図ることを目的として活動を行っている団体であって、同条第3項に規定する計画提案（次条において「計画提案」という。）を行うことができる団体（次項において「計画提案団体」という。）として、市長の認定を受けた団体とする。

2 計画提案団体の認定等について必要な事項は、規則で定める。

（計画提案に対する判断の手續）

第8条 市長は、法第12条の規定により、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断するに当たっては、あらかじめ和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 行為の規制等

（景観計画の順守）

第9条 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）内において法第16条第1項若しくは第2項又は第11条第2項の規定による届出を要する行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するようにしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、景観計画に定められた行為の制限に関する事項の適用の一部を除外することができる。

（事前協議）

第10条 法第16条第1項又は第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議書を提出し、当該届出の内容について協議しなければならない。

（届出を要する行為の追加等）

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積であって、規則で定めるものとする。

2 景観計画区域内において、大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けなければならない屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は同条例第15条第1項若しくは第2項に基づく許可を受けなければならない屋外広告物及び掲出物件の改造若しくは移転のうち、規則に定める行為をしようとする者は、市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第2項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

5 市長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるとき

は、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。

(行為の届出等)

第 12 条 法第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は前条第 2 項若しくは第 3 項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 前項の届出は、法令等の手続前（法令等の手続を伴わない行為にあつては、当該行為の着手前。次条において同じ。）に行わなければならない。

3 前条第 1 項に規定する行為に係る法第 16 条第 2 項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第 1 項の規定による届出に係る行為が同条第 7 項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

4 法第 16 条第 5 項又は前条第 4 項の規定による通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

5 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 1 条第 2 項第 4 号の条例で定める図書は、規則で定める図書とする。

(変更等の届出)

第 13 条 法第 16 条第 1 項又は第 11 条第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了するまでの間に、氏名若しくは住所（法人その他の団体にあつては、その名称又は所在地）又は当該届出に係る行為の着手予定日若しくは完了予定日に変更があつたときは、遅延なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 法第 16 条第 1 項又は第 11 条第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を取りやめたときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第 14 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の建築等（法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する建築等をいう。以下同じ。）であつて、規則で定めるもの

(2) 工作物の建設等（法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する建設等をいう。以下同じ。）であつて、規則で定めるもの

(3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為であつて、規則で定めるもの

(4) 他の法令に基づく許可、届出等を要する建築物の建築等及び工作物の建設等で規則で定めるもの

(5) 次に掲げる変更に係る行為

イ 法第 16 条第 3 項の規定による勧告による変更

ロ 法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による処分による変更

ハ 次条の規定による助言又は指導による変更

ニ イからハに掲げるもののほか、規則で定める軽微な変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(助言及び指導)

第 15 条 市長は、法第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は条例第 11 条第 2 項の規定による届出があつた場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限

に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

(行為の完了の届出)

第 16 条 法第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(勧告)

第 17 条 市長は、第 11 条第 2 項又は前条の規定による届出を行わない者に対して、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 市長は、法第 16 条第 3 項又は前項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、和泉市景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第 18 条 市長は、法第 16 条第 3 項又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(特定届出対象行為)

第 19 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要するものとする。

(変更命令等の手続)

第 20 条 市長は、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(届出を要しない行為の景観計画への適合)

第 21 条 景観計画区域内において、法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為及び第 11 条各項に規定する行為をしようとする者は、法第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定による届出を要しない場合であっても、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

第 3 章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続等)

第 22 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物を指定し、又は法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等の手続)

第 23 条 市長は、法第 23 条第 1 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は法第 26 条若しくは法第 34 条の規定による命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじ

め、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第 24 条 法第 25 条第 2 項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 修繕を行うときは、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上必要な措置を講じること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講じること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 25 条 法第 33 条第 2 項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病原虫の駆除その他の必要な措置を講じること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講じること。

第 4 章 表彰及び支援等

(表彰)

第 26 条 市長は、本市における良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者、工事施工者等を表彰することができる。

2 市長は、本市における良好な景観の形成に寄与していると認められる市民、事業者等による活動、功績等について、その主体となった個人又は団体を表彰することができる。

3 市長は、前 2 項の規定による表彰をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(良好な景観の形成に寄与する活動に対する支援)

第 27 条 市長は、市民、事業者等が行う良好な景観の形成に関する自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(景観協定の締結及び適正な運用に係る支援)

第 28 条 法第 81 条第 1 項の規定により景観協定を締結しようとする者は、市長に対し、必要な支援を求めることができる。

2 市長は、法第 83 条第 1 項の規定による認可を行ったときは、当該認可に係る景観協定の適正な運用について、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第 5 章 景観審議会等

(和泉市景観審議会)

第 29 条 市長の諮問に応じて、この条例によりその権限に属することとされた事項及び規則に定める事項について調査審議するため、和泉市景観審議会（以下この条において「審議会」という。）を置くものとする。

2 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者

(3) 市民

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
(景観アドバイザー)

第30条 市長は、市、市民、事業者等が行う良好な景観の形成に向けた取組について専門的な助言や指導を得るため、景観アドバイザーを置くものとする。

- 2 景観アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 第9条第2項の規定により、市長が景観計画に定められた行為の制限に関する事項の適用の一部を除外するに当たっての助言を行うこと。
 - (2) 第10条の規定による協議に係る助言を行うこと。
 - (3) 市、市民、事業者等が行う良好な景観の形成に向けた取組に対する助言又は指導を行うこと。
- 3 景観アドバイザーの数は、3人以内とする。
- 4 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関し、専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 景観アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、景観アドバイザーについて必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年●月●日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に法第8条第1項の規定に基づき定められている景観計画は、第6条の規定により定められたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）において現に着手している行為及び施行日から30日以内に着手する行為については、第9条から第21条までの規定は適用しない。ただし、施行日以後に行われる法第16条第1項又は第11条第2項の規定による届出に係る行為については、この限りでない。